

【補助金減免区分及び補助限度額】

表 1 ひとり親世帯等以外の世帯 【世帯の課税額による区分】			補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	兄・姉の年齢制限なし（ただし、同一生計の者に限る）	308,000円	308,000円	308,000円
2 a	市区町村民税非課税世帯		272,000円		
3 a	市区町村民税所得割非課税世帯				
4 a	市区町村民税所得割課税額が0円を超え77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	
5	市区町村民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	兄・姉は小学校1～3年生	62,200円	185,000円	308,000円
6	上記区分以外の世帯		13,800円	154,000円	

表 2 ひとり親世帯等 【世帯の課税額による区分】			補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
2 b	市区町村民税非課税世帯	兄・姉の年齢制限なし（ただし、同一生計の者に限る）	308,000円	308,000円	308,000円
3 b	市区町村民税所得割非課税世帯				
4 b	市区町村民税所得割課税額が0円を超え77,100円以下の世帯		272,000円		

【注意点】

- 1 世帯の課税額による区分は、**6月1日現在の世帯状況**で決定します。世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。（例：園児の扶養者が祖父の場合、祖父の所得割課税額を合算します。）
- 2 年度途中に入退園及び休園した場合や、吉川市から転出又は吉川市へ転入した場合は、保育料の支払月数に応じて月割りで補助限度額を算定します。（転入前の市区町村で全額支給されている場合は、支給しません）
- 3 **保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合、支払い額を限度とします。**
- 4 所得割課税額については、**住宅借入金等特別控除の適用前**の額を用いて階層を決定します。
- 5 兄又は姉が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学前児童である場合も、多子計算のカウント対象となります。
- 6 外国から帰国した場合等、市区町村民税が課税されない場合でも、所得証明書類等により所得を把握し、課税額の仮定計算をします。